

第6回和光市農業委員会総会会議録

和光市農業委員会

第 6 回 和 光 市 農 業 委 員 会 総 会 日 程

平成 2 6 年 1 2 月 2 5 日 (木曜日) 午前 9 時 3 0 分開会

日程第 1 開 会

日程第 2 開 議

日程第 3 議事録署名委員の指名 3 番 山田利久委員 4 番 吉田武司委員

日程第 4 提出議案 議案第 1 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明申請承認について

議案第 2 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請承認について

議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について

日程第 5 協議事項 ①平成 2 7 年度農業委員会委員選挙人名簿登載申請書について

②その他

日程第 6 諸報告 ①会長専決

②その他

日程第 7 閉 会 午前 1 0 時 1 0 分

出席委員（10名）

1番	柴崎幸夫君	3番	山田利久君
4番	吉田武司君	5番	山田春雄君
6番	加山和義君	7番	齋藤定男君
8番	田中明君	9番	萩原正弘君
10番	富澤貢一君	11番	石田秀樹君

欠席委員（1名）

2番 畑中昭二君

◎開会

◎開議

○事務局長（川辺） おはようございます。

本日は畑中委員欠席のご連絡が入っております。

本日は第6回になります。今年最後の農業委員会総会でございます。

それでは、よろしくお祈いします。

○柴崎会長 おはようございます。

早朝より農業委員会総会ご出席いただきまして、ありがとうございます。

改選されてからちょうど半年になりました。年末を迎え、皆様のご協力により、無事本年を終わらせることができそうです。ありがとうございます。

来年も皆様のご協力によりまして、農業委員会盛り上げていただければと思います。よろしくお祈いいたします。

それでは、第6回和光市農業委員会総会を開催いたします。

◎議事録署名委員の指名

○柴崎議長 議事録署名委員なんですが、3番、山田利久委員、4番、吉田武司委員にお願いいたします。よろしくお祈いいたします。

◎提出議案

議案第1号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明申請承認について

○柴崎議長 それでは、議案に移りたいと思います。

議案第1号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明申請承認についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

（事務局朗読説明）

○柴崎議長 補足説明お願いします。

○事務局（高橋） それでは、議案第1号の補足説明をいたします。

本案件は、生産緑地に係る主たる従事者等に関する証明です。こちらは、生産緑地の指定を受けていた農地で農業経営をしていた方が亡くなられたり、故障で農業経営ができなくなったときに、その農地を市に対して買取り申出を行う際に必要な添付書類となります。

農業委員会で証明する事項につきましては、その方が亡くなるまでか、もしくは故障するまで、要するに健康であった時点において、その生産緑地の主たる従事者として農業に従事していたかどうかで、そのことについて審議していただくことになります。

ここでいう主たる従事者とは、客観的に見て、当該生産緑地における農業経営に欠かすことのできない者のことを指します。

今回は、Aさんが84歳で亡くなられましたが、この方が亡くなられたことに伴い、同居されていた奥様のBさんからの申請になります。現在は先ほど申しましたとおりの状況ですが、練馬区農業委員会で行った8.1.調査では、平成25年度は年間240日の農業従事を行ってまいりましたが、農地の現在の状況につきましては、12月15日に、加山委員に同行いただき確認をしてまいりましたが、問題となるような圃場ではなかったように見受けられます。

なお、本日お配りの追加資料で仮換地指定図となっているもの、こちらが、議案書の公図の写しが仮換地の前のものでしたので、追加資料として添付させていただきましたので、ご確認をお願いいたします。

以上を踏まえての申請となります。

土地の管理状況につきましては、これから写真をお回しいたしますので、ご確認いただければと思います。

これまでの農業従事状況を踏まえまして、Aさんが主たる従事者であるかどうかについてご審議をお願いいたします。

補足説明は以上になります。

(写真回覧)

○柴崎議長 ありがとうございます。

それでは、12月15日、加山委員が現地確認をしたということなのですが、加山委員、確認結果はどうだったのでしょうか。

○加山委員 ただいま、事務局から説明ありましたが、15日に現地確認いたしまして、問題はないと思います。

○柴崎議長 ありがとうございます。

ただいま写真を回しておりますが、質問、ご意見等あったらお願いいたします。

ございませんか。

(「はい」の声あり)

○柴崎議長 ないようなので、採決に移りたいと思います。

それでは、この議案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○柴崎議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請承認について

○柴崎議長 続きまして、議案第2号 相続税納税猶予に関する適格者証明申請承認についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○柴崎議長 補足説明をお願いします。

○事務局(高橋) 議案第2号の補足説明をいたします。

本案件は、相続税の納税猶予を受けるに当たって、申請者である相続人の方が納税猶予を受けるにふさわしい人物であるかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。租税特別措置法第70条の6第1項に規定されている要件としまして、1点目として、被相続人が死亡の日まで農業経営を行っていたこと、2点目として、相続人が被相続人から相続により取得した農地について、相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められることとなっております。

本案件は、先月に引き続き、相続人Cさんからの申請となります。

被相続人のDさんは大正8年1月17日に出生し、平成26年4月14日に95歳でお亡くなりになられています。生前の年間従事日数については、8.1.調査で、平成23年度、平成24年度いずれも100日、平成25年度は50日となっております。

相続人のCさんはDさんのご長男で、現在64歳、年間農業従事日数は平成23年度、24年度、25年度いずれも200日となっております。

今回申請された農地は2筆で市街化区域内にあり、生産緑地の指定を受けております。現在の状況ですが、こちらにつきましても、12月15日に加山委員にご同行いただき、現地確認をまいりました。これから写真をお回しいたしますので、ご確認いただければと思いま

す。

補足説明は以上になります。

(写真回覧)

○柴崎議長 ありがとうございます。

こちらに加山委員が現地確認をしましたので、加山委員、現地確認の結果をお願いします。

○加山委員 15日に事務局と現地確認を行いまして、非常にきれいに耕作されておりました。

問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

○柴崎議長 ありがとうございます。

写真が回り終わりました。

ご意見、ご質問等あったらお願いいたします。

(発言する者なし)

○柴崎議長 特にないでしょうか。

これも先月と同様ですので、基本的には問題ないと思います。

採決に移りたいと思います。

この議案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○柴崎議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

○柴崎議長 続きまして、議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○柴崎議長 補足説明をお願いします。

○事務局(高橋) それでは、議案第3号の補足説明をいたします。

初めに、EさんとFさんは、平成26年2月1日から平成27年1月31日までの1年間を期間とした利用権設定を前回は行っております。来年1月31日をもちまして、期間が満了するため、今回は、期限満了日の翌日である平成27年2月1日を開始日として新たに3年間の利用権設定を行うことについてご審議いただくものです。

まず、農用地利用集積計画についてご説明いたします。

農地を耕作の事業に供することを目的として貸し借りをする場合、農地法第3条の規定により、農業委員会の許可を得る必要がございます。しかし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することを目的として平成5年に農業経営基盤強化促進法が制定され、この法令に基づいて、和光市においても農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想が策定されました。この基本構想に従って実施される農業経営基盤強化促進事業の一環としての利用権設定等促進事業により利用権設定を行う場合には、農地法第3条の許可を受けずに農地の貸し借りを行うことが可能となっております。

利用権設定等促進事業によって利用権を設定する場合には、農地法第3条の許可を受けずに権利設定を行うこととなり、50アールの下限面積要件がないなど、権利設定の要件が緩和されているほか、定めた期限が到来すれば自動的に貸借が終了し、農地が確実に貸し手に返還されます。貸し手にとっては、農地が返還されない、離作料の支払いを求められることがないため、安心して貸すことができる上、借り手にとっても、貸借期間が明確になることで安定的な営農計画を立てることができ、市が仲介する形となって契約要件の履行が担保されることから、簡単な手続で安心して貸し借りを行うことができるものとなっております。

具体的な手続としましては、農地の借り手、貸し手の申し出により、市が農地の利用に関する双方の調整結果に基づいて貸借の内容を先ほどの農用地利用集積計画書にまとめます。その後、市が農業委員会に対して利用集積計画の内容について諮問し、農業委員会の審議の結果、決定を得た場合には、市が利用計画を公告し、農用地利用集積計画の定めるところに従って権利の設定効力が生じることになります。

次に、利用権設定、利用集積を受ける際の要件についてご説明いたします。

要件については、前提として、計画の内容が市の基本構想に合致することが条件となっております。この点を審査していただくこととなります。

1点目は、耕作の事業に供すべき農地の全てについて耕作を行うと認められること、2点目は、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められること、3点目は、利用権の設定を受ける土地を効率的に利用し、耕作を行うことができると認められること、4点目は、その者が農業によって自立しようという意欲と能力を有すると認められること、5点目は、その者の農業経営に主として従事すると認められる15歳以上60歳未満の青壮年の農業従事者がいることの5点となります。

本件で権利の設定を受けるEさんは、現在40歳で、年間農業従事日数は200日、労働力や保有機械等の状況から、先ほど申しあげました5点の要件を全て満たしております。

所有する農地の利用状況につきましては、12月19日に、山田春雄委員にご同行いただきまして現地確認を行ってまいりました。写真をこれからお返ししますので、ご確認をお願いいたします。

補足説明は以上になります。

○柴崎議長 ありがとうございます。

写真を回しますので、ご覧いただきたいと思います。

(写真回覧)

○柴崎議長 それでは、山田委員、調査の結果の報告をお願いいたします。

○山田(春)委員 農業経営を一生懸命やっていますので、何も問題ございません。

○柴崎議長 ありがとうございます。

(「1点よろしいですか」の声あり)

○柴崎議長 では、田中委員。

○田中委員 様式の3のところ、通作距離とあるじゃないですか。

○柴崎議長 ありますね。

○田中委員 これ、1キロぐらいなんですか。赤塚八丁目から1キロメートル未満ですか。

○柴崎議長 事務局お願いします。

○事務局(渡辺) こちらの通作距離は、Eさんの自宅からの通作距離になります。

○田中委員 Fさんからじゃなくてね。

○事務局(渡辺) はい。利用されるEさんの自宅からになります。

○柴崎議長 耕作する人の通作距離です。

よろしいですか。

○田中委員 はい。

○柴崎議長 ほかに質問ございますでしょうか。

Eさんは昨年、申請を出しまして、とりあえず1年間使ってみて、その状況を見てからまた改めて契約するということでした。それで、使い勝手がいいということで多分継続されるんだと思います。

それでは、質問がないようですので、採決に移りたいと思います。

この議案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○柴崎議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

◎協議事項

①平成27年度農業委員会委員選挙人名簿登載申請書について

○柴崎議長 続きまして、協議事項に移ります。

①平成27年度農業委員会委員選挙人名簿登載申請書について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（青木） それでは、協議事項1としまして、平成27年度農業委員会委員選挙人名簿登載申請書についてご説明いたします。

農業委員会の委員選挙のための選挙人名簿の調整につきまして、その配布と回収を農業委員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

内容につきましては、平成27年4月1日から平成28年3月31日まで効力を持つ農業委員会委員選挙人名簿を作成するため、平成27年1月1日を基準日とした申請書を各農家の方に提出していただきます。

選挙資格としましては、まず1つ目が、10アール以上の営農農地を持つ世帯主であることと、2つ目としまして、1つ目の条件に該当する世帯主の経営体に属し、かつ年間60日以上農業に従事する世帯員であることが条件となっております。

実施方法ですが、本総会の終了後、集落選出の農業委員の皆様にご各集落ごとにまとめた申請書をお配りしますので、農業委員の皆様から各支部長へ、支部長から各農家へという流れで配布をお願いします。それから、回収は1月1日以降に、配布とは逆の順序で、農家から集落支部長、支部長から農業委員という形で行っていただきまして、最終的に農業委員の皆様から事務局へご提出いただきます。

事務局への回収期限につきましては、1月9日金曜日とさせていただきます。

集落外の対象者には、事務局で申請書を郵送して行います。

それでは、提出された申請書なんですが、1月29日の総会がございまして、こちらでご確認いただきまして、30日の金曜日に事務局から選挙管理委員会へ提出いたします。

なお、農地を所有していない世帯の方につきましては配布を省略させていただいておりますので、日ごろおつき合い等がある方であってもこの対象とはなっていない場合もございますので、その点ご注意ください。

それでは、書類の書き方についてご説明いたします。本日お配りした資料の左上に記載例

と書いてある農業委員会委員選挙人名簿登載申請書をご覧ください。

申請書は、農業委員会で認定している農地面積と選挙権を有していると思われる世帯員が記入されたものを配布します。

それでは、上からご説明いたします。

まず、日付は記入しないようお願いいたします。

続きまして、住所、氏名をご記入いただき、印鑑を押してください。

それから、耕作面積の欄に所有する農地面積をご記入お願いします。こちらは、変更がなくてもご記入をお願いします。

続きまして、世帯員中、農業委員会の選挙権を有する者の氏名、年月日等ですが、こちらは記載事項に変更がなければそのまま訂正しないで大丈夫です。右側の選挙権の有無についての農業委員会の意見のところは記入しないようお願いいたします。

一番下の日付につきましても記入しないようお願いいたします。

書き方については以上となります。

なお、配布資料としましては、通知文書、農業委員会委員選挙人名簿登載申請書、こちらの記載例、それと、返信封筒が同封されております。

説明は以上となります。よろしくようお願いいたします。

○柴崎議長 ありがとうございます。

選挙人名簿の登載申請なんですが、ご質問ある方はお願いいたします。

(発言する者なし)

○柴崎議長 1点よろしいでしょうか。

農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の耕作面積なんですけれども、耕作面積と農業委員会の認定面積はどちらが優先、されるのでしょうか。

○事務局（青木） 耕作面積の欄にご自分で記入されて農業委員会の認定面積と異なる場合は、提出後、事務局が関係各課で調べまして、整合性が合うような形で訂正いたします。

○柴崎議長 わかりました。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○柴崎議長 それでは、皆様よろしくようお願いいたします。

②その他

○柴崎議長 続きまして、協議事項の②のその他、事務局お願いします。

○事務局（青木） 続きまして、協議事項②その他でございます。

1つ目が、平成26年度和光市農業委員会県外視察研修会について、事務局から案をご説明いたします。

日程につきましては、平成27年2月中旬を考えておりまして、場所につきましては、今日お配りした資料の茨城県常陸太田市の定年退職者の参入による耕作放棄地の解消ということで、元小学校長や元銀行員など5人がソバの生産・加工を主とする農業生産法人、有限会社水府愛農会を視察するというものになります。もう一カ所が、こちらの茨城中央園芸農業協同組合になりまして、2カ所ご提案させていただきます。

視察の概要としましては、水府愛農会では、設立からの取組の経緯や運営方法、成功のポイントなどについて講義を行いたいと考えております。茨城中央園芸農業協同組合では、野菜の生産から加工までを手がけておりまして、生産物ごとに部会を設けて加工品などを作っていることなどについて講義を行いたいと考えております。

スケジュールとしましては、7時30分に和光市役所を出発しまして、10時ごろに常陸太田市から視察を行っていただきます。その後、昼食をとっていただきまして、午後に茨城中央園芸農業協同組合を視察していただきまして、市役所に終了次第帰庁していただくという流れで考えております。

2つ目が、朝霞地区農業委員会連絡協議会の視察研修会についてでございますが、こちら正式な通知文書が届いていないので口頭のご案内になるんですけれども、平成27年2月6日の金曜日の午後になりますが、新座市民会館の2階会議室で講演会を聞くという形で朝霞地区連絡協議会委員研修会がございます。

こちらにつきましては、通知文書が届き次第、郵送で再度ご案内したいと思います。よろしく申し上げます。

説明は以上となります。

県外視察の研修会につきましてご審議いただければと思います。よろしく申し上げます。

○柴崎議長 ただいま事務局から提案ございました県外研修なんですが、茨城県常陸太田市で、耕作放棄地の解消と六次産業化というテーマで実施するというところでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○柴崎議長 そして、日程は2月の中旬という予定なんですが、どうでしょうか、決めたほうがよろしいでしょうか。

○齋藤委員 相手もいることだから、少なくとも時期くらいは決めたほうがいいです。

○柴崎議長 ある程度目安を決めて、先方に打診する形でいかがでしょうか。2月の半ばぐらいということでどうでしょうか。

○事務局（青木） それでは16日から20日ぐらいの間でいかがでしょうか。

○柴崎議長 その週でということなんですが。

皆さん、都合が悪い日があれば、その日だけは抜いておきます。

大丈夫ですか。

（「はい」の声あり）

○柴崎議長 16日の週、16日から何日か、20日でしたか。

○事務局（青木） 20日です。

○田中委員 17日と18日は予定があります。

○柴崎議長 では、17、18日以外ということですね。

吉田委員、大丈夫ですか。

○吉田委員 18日以外は参加できます。

○柴崎議長 では、19日で大丈夫ですか。

では、一応19日か、その辺りで決めさせていただきます。

○事務局長（川辺） では、19、20日ぐらいで。

○柴崎議長 では、19、20日で予定して、お願いします。決まりましたら、ご連絡いたします。

それから、朝霞地区農業委員会連絡協議会の研修なんですが、今年是新座市が当番市ですので、新座市市民会館で講演会を行うことになっています。ご協力のほどお願いいたします。こちらは、日にちが2月6日ということで決まっておりますので、よろしくお願いいたします。

何か質問等あったらお願いします。

（発言する者なし）

○柴崎議長 よろしいですか。田中委員大丈夫ですか。

それではよろしくお願いいたします。

では、協議事項は以上です。

◎諸報告

①会長専決

○柴崎議長 諸報告で、会長専決、お願いします。

○事務局（青木） 諸報告①の会長専決になります。今回は、4条が2件、農地埋立申請が1件となっております。ただいま写真をお返ししますので、ご確認をお願いします。

以上です。

（写真回覧）

○柴崎議長 会長専決につきまして、ただいま写真が回りましたが、ご質問、ご意見等あったらお願いいたします。

ございませんか。

（発言する者なし）

○柴崎議長 それでは、会長専決は以上といたします。

②その他

○柴崎議長 続きまして、諸報告、その他、事務局よりお願いします。

○事務局（青木） その他はございません。

○柴崎議長 それでは、委員の皆さんから何かご意見等ありましたら。よろしいですか。

（発言する者なし）

◎閉会

○柴崎議長 それでは、これで閉めたいと思います。

本日も慎重審議をありがとうございました。皆様のご協力によりまして、無事本年を終えることができました。

この後、昼から農産物共進会の実行委員会出席される方、またよろしくお願いいたします。

それでは、また来年もよろしくお願いいたします。

本日はこれにて終了いたします。ありがとうございました。

閉会 午前10時10分

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成27年5月21日

和光市農業委員会議長 柴崎 幸夫

署名委員 山田 利久

署名委員 吉田 武司